## 教職員の生徒指導に係る共通ルールについて

富士市立高等学校

- 1 生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNS の使用について
- (1) 平日における携帯電話での連絡について
  - ア 生徒へ連絡を行う場合は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。左記連絡先への連絡が取れない場合、学校の電話を使用して生徒の携帯電話に連絡をとる。
  - イ 生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
  - ウ 緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早 急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。
- (2) 休日等に携帯電話・メール・SNS を使用する場合について
  - ア 教職員と生徒の間で携帯電話・メール・SNS を使用する場合は、教育活動(部活動・行事指導等)で、かつ関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
  - イ 教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明するなど、 保護者から誤解を受けないように努めることとする。
- 2 生徒との面談や相談等の実施方法について
  - ア 生徒との面談や相談等は、原則として電話(携帯電話を含む)やメール・SNS を使用して行わない。
  - イ 原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。
  - ウ 実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有し 透明性を高める。

特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密に し、教職員個人で対応しないようにする。

- エ やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や 扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員に あらかじめ伝えておく。
- 3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則として、自家用車には生徒を乗車させない。ただし、緊急等の場合を除く。

4 その他

上記 $1\sim3$ の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。